

ブラウン管国際カルテル事件最高裁判決後の独占禁止法の域外適用¹

～国際標準の域外適用を～

2018年9月26日 14:00～16:00

講師：森・濱田松本法律事務所 弁護士 村上 政博氏

I. ブラウン管国際カルテル事件の経緯

(1) 日本のTVメーカー5社はその東南アジアTV製造子会社等の購買、製造、販売など事業活動を指示している。ブラウン管メーカー11社は、東南アジアTV製造子会社等向けブラウン管販売価格について最低目標価格設定を合意し東南アジアTV製造子会社等に販売した。公取委は、第1位で減免申請した中華映管及びその子会社中華映管マレーシア及び解散消滅したタイCRTの3社を除き、ブラウン管メーカー8社に対して排除措置命令、課徴金納付命令を行った。

(2) LG/フィリップスディスプレイ、LG/フィリップスデスプレイインドネシアを除くブラウン管メーカー6社は審判申立を行った。その結果、排除措置命令に関しては取消となり違法宣言審決が行われ、課徴金納付命令に関しては請求棄却の審決が行われた。

(3) ブラウン管メーカー6社は審決取消訴訟を東京高裁に提起したが、いずれも請求棄却となった。

(4) ブラウン管メーカー6社は最高裁へ上告したが下表の東京高裁第2判決、東京高裁第3判決は上告不受理により確定した。東京高裁第1判決のみが最高裁で審理された。

年月日	経緯
2009年10月7日	公取委・排除措置命令2社：MT映像ディスプレイ（以下、MTPDという）及びサムスンSDI 課徴金納付命令6社：MTPDインドネシア、MTPDマレーシア、MTPDタイ、サムスンSDI マレーシア、LG/Phillipsディスプレイ、LG/Phillipsディスプレイインドネシア
2015年5月22日	公取委・審判審決
2016年1月29日	東京高裁判決：サムスンSDIマレーシア請求棄却（高裁第1判決）
2016年4月13日	同上：MTPD及び同インドネシア、マレーシア、タイ請求棄却（高裁第2判決）
2016年4月22日	同上：サムスンSDI請求棄却（高裁第3判決）
2017年12月12日	最高裁判決

II. 最高裁判決までに実現した事項

(1) 独占禁止法の域外適用は行政上の措置である排除措置命令、課徴金納付命令に限る。域外適用要件としての立法管轄権は不要である。

(2) 域外適用については効果主義に基づく考え方が主流であるが、「(わが国における)

¹ 村上政博、「ブラウン管国際カルテル事件最高裁判決と今後の独占禁止法の域外適用（上・下）」、国際商事法務 Vol.46, No.6&7、2018年6月及び7月
池原桃子「最高裁重量判例解説（ブラウン管国際カルテル事件）」Law & Technology No.80、2018年7月

一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」という実体要件をもって独占禁止法を域外適用することは、効果主義と同じ結果になる。よって国外でのカルテル合意であっても「(わが国における)一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」になれば、排除措置命令は発することができる。

Ⅲ. 日本市場をターゲットとする国外カルテル

(1) 公取委と高裁の事実認定は、ブラウン管メーカーらは、東南アジアにおいて、東南アジア TV 製造子会社等向け販売価格について各社が遵守すべき最低目標価格等設定を合意したというものである。そして、一定の取引分野は東南アジアにおけるブラウン管の販売分野であるとして、東南アジア TV 製造子会社等と日本の TV メーカー5 社との親子一体論から共にブラウン管取引の需要者に該当すると認定した。

(2) 最高裁の事実認定は、ブラウン管メーカーらは、日本の TV メーカー5 社との交渉の際に提示する東南アジア TV 製造子会社等向け販売価格について各社が遵守すべき最低目標価格等設定を、東南アジアにおいて合意したというものである。そして一定の取引分野には東南アジアにおけるブラウン管の販売分野に加え日本におけるブラウン管価格交渉も含まれるとした。日本市場も含む日本市場をターゲットとするカルテルであると認定した。

Ⅳ. 課徴金納付命令と課徴金額算定の基礎

(1) 最高裁は、まず 2005 年 9 月 13 日の機械保険カルテル事件判決に依り、課徴金制度の趣旨をカルテル摘発に伴う不利益を増大させ経済的誘因を小さくしカルテルの予防効果を強化することにあるとした。そのうえで日本市場の含む国外カルテルゆえ、ブラウン管の引き渡し在国外でおこなわれていたとしても国外売上額が課徴金算定の基礎にならないということはないと判示した。

(2) ブラウン管事件当時の課徴金制度の趣旨は不当利得の篡奪であった。しかし現在の課徴金制度の性格は行政上の制裁である。課徴金の性格が行政上の制裁に変更されたことは、今後の事件処理に影響を与えることになる。

Ⅴ. 国際的動向：域外適用

(1) EU 競争法の域外適用

ウッドパルプ事件欧州裁判所判決(1988 年)で客観的属地主義を、プラチナ事件欧州第 1 審裁判所判決(1999 年)で効果主義を採用した。

(2) 米国反トラスト法の域外適用

FTAIA(外国取引反トラスト法)1982 年で効果主義を規定し、ハートフォード連邦最高裁判決(1993 年)で効果主義を確認した。

Ⅵ. 制裁金額の算定基礎に係る国際ルール

(1) 二重賦課の回避

課徴金の性格が行政上の制裁金であれば、「二重処罰の禁止」により二重賦課の回避ということになる。

(2) カルテルを価格協定と市場分割協定に大別して考える。

①価格協定であれば、自国での違反対象製品売上高を算定基礎とした制裁金納付を命じるべきであり欧米スタンダードである。

②市場分割協定であれば、まず全世界ベースの違反事業者の市場シェアを策定するとともに自国における違反対象製品売上高総額を策定する。この自国売上高総額に違反事業者ごとの全世界ベース市場シェアを乗じた額が自国における違反者ごとの想定売上額となる。この自国想定売上高を制裁金の算定基礎とすることが望ましい。欧州委はマリンホース事件、ガス絶縁開閉装置事件でこれを採用している。これも欧米スタンダードになりつつある。

③国際航空貨物、国際海運など双方向取引がカルテル対象となる場合には、Inbound 分の貨物料金、海運料金を自国の制裁金算定基礎とするか、はたまた Outbound 分のそれを自国の制裁金算定基礎とするか、各競争当局が統一的な選択をする必要がある。

VII. 次回独占禁止法改正への影響

独占禁止法研究会報告書（2017 年 4 月）は国際カルテルに対する課徴金賦課について①国際市場分割カルテルの課徴金について特別規定を設けるべき、②国際カルテルに参加して外国当局から制裁金を課せられた事業者に対する課徴金減額の特別規定を設けるべきとの提案をしている。現時点では、次回改正への影響は不明である。

VIII. まとめ―独占禁止法の域外適用

最高裁判決により独占禁止法の域外適用の為の妥当な枠組みが示された。従って、行政制裁金などを導入することによって課徴金額の算定基礎についても国際ルールに従った国際標準の域外適用を行うべきである。

以上